

第 10 章	社会(公民)	名前:		日 付	No.03
	地方自治				

[問題 1]

次の表は、地方自治の直接請求権に関するものである。表の空欄に記入すべき適語を記入しなさい。

請求の種類		必要な署名数	取り扱い
(①)の制定・改廃の請求		有権者の(②)以上	首長が議会にかけ、結果を公表
監査請求		有権者の(②)以上	監査結果を公表、議会や首長に報告
議会の(③)請求		有権者の(④)以上	(⑤)の結果、過半数の同意で解散
(⑥)の請求	議員・首長	有権者の(④)以上	(⑤)の結果、過半数の同意で失職
	副知事など	有権者の(④)以上	議会にかけ、3分の2以上の議員が出席し、4分の3以上の同意で失職

[解答欄]

①		②		③		④	
⑤		⑥					

[問題 2]

次の表を見ながら、各問いに答えなさい。

種類	必要な署名数	提出先
条例の制定および改廃	有権者の(①)以上	首長
監査	有権者の(①)以上	(③)
首長・議院の解職	有権者の(②)以上	(④)

(1) 表の①～④にあてはまる数字や語句を書きなさい。

(2) 表のように住民に認められている権利を何といいますか。

[解答欄]

(1)①		②		③		④		(2)	
------	--	---	--	---	--	---	--	-----	--

[問題 3]

条例の制定やリコール、地方議会の解散などを求めることのできる住民に認められている権利とは何か。

[解答欄]

[問題 4]

地方公共団体の住民に直接請求権が認められている理由を簡単に説明しなさい。

[解答欄]

[問題 5]

次の各問いに答えなさい。

- (1) 住民の意思を地域の政治に反映させるための、条例の制定や地方議会の解散などを求める権利を何といいますか。
- (2) ①(1)にある『条例の制定』を求めるには、地域の有権者の何分の 1 以上の署名が必要ですか。②また、その請求先はどこですか。

[解答欄]

(1)		(2)①		②	
-----	--	------	--	---	--

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

- (1) 住民には、一定数の署名を集めることで、首長や議員の解職を求める直接請求権が認められている。この解職請求の別名を、次の[]から選んで答えよ。

[イニシアチブ オンブズマン リコール レファレンダム]

- (2) A 市の場合、(1)には何名の署名が必要か答えよ。ただし、A 市の有権者数は 53,021 人とする。

[解答欄]

(1)		(2)	
-----	--	-----	--

[問題 7]

次の新聞記事の要約を読み、下の各問いに答えなさい。

2000 年 1 月 23 日、徳島県徳島市では、吉野川に可動堰をつくるという国の計画について、()が実施された。特定の問題をめぐって()を実施するには、(a)条例を制定することが必要である。そのため、これに先立ち、可動堰建設に反対する人々によって有権者の(b)署名が集められ、条例制定が(c)直接請求された。

- (1) 文中の()には「地域にとって重要な問題について、住民の賛否を問う投票」を表す語句が入ります。その語句を書きなさい。
- (2) 下線部 a について条例を制定するのはどこですか。
- (3) 下線部 b について、この場合、①有権者の何分の 1 以上の署名が必要ですか。
②また、請求先はどこですか。
- (4) 下線部 c について、直接請求できることは条例制定のほかになにがありますか。

次のア～オから 3 つ選びなさい。

ア 首長・議員のリコール イ 議会の解散請求 ウ 憲法改正
エ 監査請求 オ 国政の調査

[解答欄]

(1)		(2)		(3)①		②		(4)	
-----	--	-----	--	------	--	---	--	-----	--

[問題 8]

ボランティア活動など、利益を得ることを目的とせずにつくられた組織のことを何といいますか。

[解答欄]

--